

昭和医科大学薬学部生涯研修認定制度 実施要領

(目的)

第1条 この制度は薬剤師が最新の知識や技能、必要な情報を修得する機会を設け、患者中心の医療の提供に薬剤師として、そのプロフェッショナリズムを遺憾なく発揮してもらうため、生涯教育の機会を提供し薬剤師職能の資質向上を図り、薬剤師活動の支援拠点を構築し、良質な生涯研修プログラムを継続的に提供するとともに、その結果を適切に評価することによって薬剤師の資質向上に貢献することを目的とする。

(研修制度)

第2条 この制度は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という。）が定める、生涯研修認定制度の一環として行なう。

(認定対象の研修)

第3条 認定の対象となる研修は、次のとおりとする。ただし、下記（1）、（2）および（3）において、Web経由のリアルタイム参加型（Web受講）を含む。

(1) 講義研修

昭和医科大学薬学部生涯教育推進委員会（以下「当委員会」という）が実施する「昭和医科大学薬学部生涯研修プログラム」における講義形式の研修をいう。

(2) 演習・実習研修

当委員会が実施する「昭和医科大学薬学部生涯研修プログラム」における実習形式の研修をいう。

(3) 大学院特論講義研修

昭和医科大学大学院薬学研究科における講義を聴講生として受講する研修をいう。

(4) 自己研修

第5条に定める論文発表及び学会発表をいう。

(5) その他の研修

当委員会が認めた研修などをいう。研修の企画申請者はあらかじめ別に定める様式をもって当委員会に申請するものとする。

(研修の単位基準)

第5条 講義研修等における研修の単位は、次のとおりとする。

(1) 講義研修

① 90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。ただし、複数日にわたって行われる研修については、2日間6単位、3日間9単位を上限とする。Web受講の場合も同一とする。

なお単位の付与の対象となる研修は平成28年4月1日以降に実施されたものに限る。

② 上記①の研修に講師として参加した場合には、受講単位のほかに1単位を付与する。

③ 認定薬剤師以外の特定の資格取得を目的とする受講者のみを対象とする研修については、単位は交付しない。

(2) 演習・実習研修

① 120分で1単位とし、1日3単位を上限とする。ただし、複数日にわたって行われる研修については、2日間6単位を上限とする。Web受講の場合も同一とする。

なお、単位の付与の対象となる研修は平成28年4月1日以降に実施されたものに限る。

②上記①の研修会に講師として参加した場合には、受講単位のほかに1単位を付与する。

③認定薬剤師以外の特定の資格取得を目的とする受講者のみを対象とする実習研修については、単位は付与しない。

(3) 大学院特論講義研修

①90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。Web受講の場合も同一とする。ただし大学院の在籍者であって当該講義を大学院の単位として使用する受講者には、単位は付与しない。

②上記①の研修に講師として参加した場合には、1単位を付与する。

(4) 自己研修

①論文発表

主著者 (first author 又はcorresponding author) は5単位、共著者は2単位とする。ただし査読ありの論文に限る。なお、当該論文を大学院の主論文及び参考論文として申請する場合には、単位は付与しない。

②学会発表

発表者は2単位、共同発表者は1単位とする。なお、当該発表が大学院の主論文及び参考論文の内容となっている場合には、単位は付与しない。

③論文発表と学会発表の単位は、認定または更新の申請1回につき、あわせて10単位を上限とする。なお、単位の付与の対象となる発表は平成28年4月1日以降に行われたものに限り、発表した日付を単位取得日とする。

(5) その他の研修会・研究会等

①付与する研修の単位は研修の内容等を勘案して、当該研修ごとに当委員会が決定する。

(認定薬剤師の認定等に必要な単位)

第6条 認定薬剤師として認定（以下単に「認定」という）を受けるために必要な単位数は40単位以上（昭和医科大学薬学部認定薬剤師認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という）に申請する場合には、昭和医科大学薬学部によって提供される研修単位を20単位以上）とし、認定の申請日までの4年以内に取得した単位のみを対象とする。ただし、毎年5単位以上を取得していなければならない。そのうちeラーニング等の研修で取得した単位数は、8単位以内（毎年2単位を上限）とする。本学のWeb受講はリアルタイム参加型なのでこれの限りではない。

2 認定は3年毎に更新（以下単に「更新」という）を受けなければ失効する。

3 更新に必要な単位数は、30単位以上（認定審査委員会に更新申請をする場合には、昭和医科大学薬学部によって提供される研修単位を15単位以上）とし、認定の失効までの3年間に取得した単位のみを対象とする。ただし、毎年5単位以上を取得していなければならない。そのうちeラーニング等の研修で取得した単位数は、6単位以内（毎年2単位を上限）とする。本学のWeb受講はリアルタイム参加型なのでこれの限りではない。なお、前回の認定時に取得した単位は、対象としない。

4 同一研修会の重複受講による単位取得は、累積単位として認めない。

5 第1項及び第2項の期間内において、出産・育児、病気等、やむを得ない事由であって、当委員会が認めた事由により所定の単位を取得できなかった者については、期間の延長を認める。

(認定薬剤師の認定審査・認定手続)

第12条 第6条第1項の要件を満たした者で認定を受けようとする者は、様式1による認定薬剤師証交付申請書（新規）に様式2による履歴書及び研修手帳並びに薬剤師免許証の写しを添えて、認定審査委員会に奇数月の末日までに提出（自己研修に係る申請がある場合は様式4及び様式5も提出）し、所定の審査料を納入する。

(更新)

- 第13条 第6条第3項の要件を満たした者で、更新を受けようとする者は、認定薬剤師証交付申請書(更新)に研修手帳、また他機関からの更新を受けようとする者は、合わせて履歴書及び薬剤師免許証の写し並びに現在有効である認定薬剤師証の写しを添えて認定審査委員会に提出し、所定の審査料を納付する。なお、更新の申請は、認定が失効する日の2か月前から行うことができる。一方、失効した場合は行うことができない。
- 2 当委員会は、認定が失効する3か月前までに、当該認定を受けている者に対し、認定が失効する日その他必要事項を通知する。
 - 3 認定審査委員会は、認定薬剤師証交付申請書(更新)の記載内容を審査の上、適合している場合は、当委員会に推薦する。当委員会は、認定審査委員会の審査結果に基づいて、更新の可否を決定し、認定薬剤師証を発行する。
 - 4 更新には、当委員会において委員の3分の2以上の同意を必要とする。
 - 5 他プロバイダーからの更新は、本学の更新条件を満たせば受け入れ可能とする。

附 則

1. この実施要領は、平成28年 1月21日から施行する。
2. この改正実施要領は、令和 2年 6月23日から施行する。
3. この改正実施要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。
4. この実施要領の改廃は、昭和医科大学薬学部生涯教育推進委員会の承認を要するものとする。